

もし、事故が起こつてしまつたら

事故が発生したら、速やかにご連絡ください。

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）

0800-300-9898

フリーコール

以下の情報をご準備ください。

- ・証券番号など、入居者様情報
- ・事故日
- ・事故原因

事故連絡

事故受付

事故担当から折り返し

事故対応

入居者様



代理店様・管理会社様



事故が補償の対象となる旨、または対象外である旨のご連絡とご説明

入電の内容を確認

補償の対象となる
事故だった場合

- ・保険金の請求に必要な各種届出や書類等のご案内
- ・保険金請求書類の到着後、保険金支払いの審査
- ・保険金お支払い

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

お問い合わせダイヤル（フリーコール）

0800-300-9888

●お問い合わせ

JBR Group

ジャパン少額短期保険株式会社

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

URL <http://www.japan-insurance.jp>

15

取扱代理店

JB03-009 2022.11

テナント総合保険

事故受付
**24
365** 時間
日

OFFICE

テナント入居者の
皆さまの様々なリスクを
しっかりサポート!!

テナント総合保険はテナント入居者の皆さ
まの業務用の什器・備品類と家主・第三の方への賠償責任を補償する保険です。



INDEX

お申し込みの流れ	P 1
ご加入にあたって	P 2
商品のご案内	P 3～P 4
保険金のお支払い例	P 5～P 6
ご契約の中途解約について	P 7
重要事項説明書	P 8～P 13
もし、事故が起こつてしまつたら	P 15

ジャパン少額短期保険株式会社

お申し込みの流れ

保険加入お手続きシート

この書類は、保険契約手続きの流れをご説明する書類（フローチャート）です。
以下の流れに沿って、お客様ご自身でご意向を確認のうえ、お申し込みください。

STEP
1

お客様の当初のご意向・ご希望の確認（簡易アンケート）

- この保険は、賃貸住宅もしくは賃貸物件の入居者を取り巻くさまざまな危険に対処できる保険商品です。お客様のご意向に合致していますか？
- お客様の賃貸住宅もしくは賃貸物件に適した補償プランの保険申込書を同封しました。この補償プランは、お客様のご意向に合致していますか？

ご意向に合致している場合は、STEP 2にお進みください。

ご意向に合致していない場合は、別の補償プランをご案内しますので、代理店または引受保険会社までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP
2

保険商品および保険契約内容の把握・理解



この冊子内にある「商品のご案内」および「重要事項説明書」の記載内容を正確に把握し理解してください。

保険商品に関して質問がある場合は、代理店までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP
3

お客様の当初意向と最終意向の確認・ご記入



お客様の当初意向と最終的な意向（保険申込内容）を振り返りのうえ、記入例をご確認いただき、保険申込書に必要事項を記入し、意向確認欄に○をしてください。

ご意向に合わない場合やご不明点等がございましたら、代理店または引受保険会社までご連絡ください。（代理店名は保険申込書に記載）

STEP
4

保険商品ご契約のためのお手続き



- 保険申込書に記入された内容を再度チェックし、その内容が正しいことをご確認の上、署名してください。
- 保険申込書は代理店へ直接渡すか、同封の返信用封筒に入れ、必ず封かんした後、送付してください。
- 保険料は保険申込書記載の支払手段（お支払い方法）にてお支払いください。

お手続きありがとうございました。

ご契約が有効に成立する場合、保険証券を郵送しますので大切に保管してください。

完了

引受保険会社

ジャパン少額短期保険株式会社
住所 : 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
電話番号: 0800-300-9888 (通話料無料)

ご加入にあたって

※引き受けできない業種・用途がございますので、ご確認ください。
※以下の業種・用途は一部になります。ご不明な点等ございましたら、代理店へお問い合わせください。

※常駐者がいない業種（倉庫や無人の自習室など）については、
下の表の該当にかかわらず、すべて引き受けできません。

事務所・店舗

引受対象	引受対象外
●一般の事務所	●不特定多数が利用する貸オフィス・貸スタジオ
●製造業・加工業・作業場 (什器・備品が1,000万円以下)	●製造業・加工業・作業場 (什器・備品が1,000万円を超過)
●生活用品の小売店	●自動車の塗装業
●整体・マッサージ店	●風俗営業店
●教室・ジム・スタジオ	●パチンコ店・麻雀店
●デイサービス（通所介護）	●グループホーム
●放課後等デイサービス（中学生以上）	●保育所・託児所

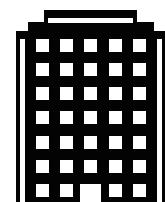
飲食店・その他（美容室等）

引受対象	引受対象外
●飲食店	●パブ・スナック・キャバクラ
●パン・菓子製造販売	●美容整形・美容外科のクリニック
●理髪店・美容室	●犬カフェ・猫カフェ
●エステティックサロン・ネイルサロン	

※同一の被保険者が弊社の他のテナント総合保険、家財保険または賠償責任保険に加入している場合は、引き受けできません。

加入済

ジャパン株式会社 東京支店



引き受けできません

ジャパン株式会社 大阪支店



※支店等が異なる場合でも、同一法人（被保険者）となります。

商品のご案内（保険期間：2年）

什器・備品類の補償



賠償責任の補償

家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に対して法律上の責任を負った場合。



第三者向け

日本国内において、入居する物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故、または業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与える、法律上の賠償責任を負った場合。



費用保険金等

水道管修理費用保険金

凍結によって専用水道管に損傷が生じた場合に補償します。



地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で火災が発生し、その結果保険の目的に損害が生じ、次のいずれかの状態になつた場合に補償します。

- a. 入居する物件が半焼以上
- b. 保険の目的が全焼



損害防止費用

損害拡大の防止または軽減をされた場合に補償します。



保険金の種類	保険金等をお支払する場合		お支払する保険金等の額	保険金等をお支払できない主な場合
損害保険金	①火災		損害額	(1)契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
	②落雷		※保険の目的の再調達価額によって定めます。	(2)保険の目的の紛失または置き忘れ
	③破裂または爆発		※貴金属等は1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき50万円を限度	(3)保険の目的が屋外にある間に生じた盗難
	④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ			(4)地震もしくは噴火またはこれらによる津波など
	⑤風災、ひょう災、雪災			
	⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊			
	⑦騒じようおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
	⑧盗難	什器・備品などの保険の目的	1回の事故につき50万円を限度 ※貴金属等は上記と同じ	
	⑨通貨の盗難	業務用通貨	1回の事故につき20万円を限度	
	⑩預貯金証書の盗難	業務用の預貯金証書※盗難後ただちに預貯金先に届け出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合	1回の事故につき100万円を限度	
	⑪いたずら	第三者によるいたずらによりが什器・備品類が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	1回の事故につき30万円を限度	
	⑫水害	床上浸水によって損害が生じた場合 保険の目的が再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	保険金額×5% 保険金額×5%	
費用保険金	臨時費用保険金	上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30% ※1回の事故につき200万円を限度	
	修理費用保険金	上記①～⑥、および⑧～⑪の事故により入居物件に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合	実費 ※1回の事故につき100万円を限度	
	水道管修理費用保険金	凍結により入居物件の専用水道管に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合	実費 ※1回の事故につき10万円を限度 ※保険期間中1回を限度	
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の目的が損害を受け、次の状態になった場合 a.入居物件が半焼以上になった場合 b.保険の目的が全焼した場合	保険金額×5% ※ただし保険の目的の再調達価額の5%限度	
	ドアロック交換費用保険金	入居物件のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費 ※1回の事故につき3万円を限度	
	ピッキング防止費用保険金	入居物件が盗難またはいたずらにあい、玄関ドアのロックを開錠された場合、ドアロックの交換や防犯装置設置に要する費用	実費 ※1回の事故につき3万円を限度	
	残存物清掃費用保険金	上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合	実費 ※損害保険金×5%限度	
賠償責任保険金	近隣見舞費用保険金	上記①、③の事故により第三者の所有物に損害を与えた場合	被災世帯数(法人数)×5万円 ※1回の事故につき保険金×5%限度	
	損害防止費用	上記①、②、③の損害拡大の防止または軽減のために支出した費用	実費	
	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合 日本国内において、入居物件の施設もしくは設備の仕様または管理に起因する偶然な事故または入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害または財物に損害を与える、法律上の賠償責任を負った場合	実額(法律上の賠償責任の額) ※ただし、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合、入居物件の貸主に対する損害賠償責任保険金額は、1事故につき100万円を限度	(1)契約者や被保険者の故意 (2)入居物件の改築、増築、取り壊し等の工事 (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波など

*1事故において損害保険金、費用保険金、賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社のお支払いする保険金は1,000万円とします。

補償プランと保険料表（保険期間：2年）

保険金の種類	保険料					
	損害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
什器・備品(保険の目的)	臨時費用保険金	損害保険金×30%				
	修理費用保険金	1回の事故につき100万円を限度				
	水道管修理費用保険金	1回の事故につき10万円を限度				
	地震火災費用保険金	保険金額×5%				
	ドアロック交換費用保険金	1回の事故につき3万円を限度				
	ピッキング防止費用保険金	1回の事故につき3万円を限度				
	残存物清掃費用保険金	損害保険金×5%限度				
	近隣見舞費用保険金	被災世帯数(法人数)×5万円				
損害防止費用	損害防止費用	実費				
賠償責任	賠償責任保険金	1,000万円 ※ただし、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合、入居物件の貸主に対する損害賠償責任保険金額は、1事故につき100万円を限度				
保険料	事務所・店舗等	17,000円	23,000円	29,000円	35,000円	41,000円
	飲食店・その他(美容室等)	48,000円	66,000円	84,000円	102,000円	120,000円

保険金のお支払い例①

什器・設品の損害



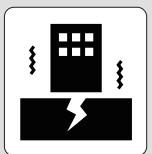
保険金をお支払いする主な例

- ・火災を起こし、什器・備品が消失してしまった
- ・上階からの漏水でパソコンが故障してしまった
- ・トイレの窓ガラスが割られ業務用通貨が盗難にあった
※通貨は、1事故につき20万円が限度です
- ・床上浸水によって、什器・備品が水没する損害があった
※保険金額の5%が上限です



保険金をお支払いできない主な例

- ・地震により棚が倒れ、什器・備品が破損してしまった
(地震による損害は、補償の対象外です)
- ・模様替えの際、什器・備品を破損させてしまった
- ・雨漏りでパソコンが破損してしまった
- ・お客様が酔って、モニターなどの什器備品を破損させてしまった
- ・火災により、商品、製品が破損してしまった



費用保険金等



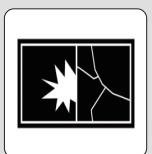
保険金をお支払いする主な例

- ・大型車両の接触により、入居物件に付帯する看板が破損してしまった
- ・いたずらにより、入口ドアの窓ガラスを割られてしまった
※所轄の警察署にて被害届が受理された場合に限ります
- ・凍結により、入居物件の専用水道管に損害が生じた
- ・入居物件の鍵が盗難に遭ったため、ドアロックを交換した



保険金をお支払いできない主な例

- ・寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した
- ・お客様や従業員がトイレを詰まらせてしまった
- ・店前の道路に置いていた看板が破損した



保険金のお支払い例②

賠償責任



保険金をお支払いする主な例

- ・火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた漏水により借用施設に損害を与えてしました
- ・従業員が、誤ってお客様の衣服を汚してしまった
- ・被保険者所有の自転車が風で倒れ隣のビル看板を破損させてしまった



保険金をお支払いできない主な例

- ・従業員やお客様が、扉、ガラス、トイレ等の設備を破損させてしまった
※所轄の警察署で被害届が受理された場合は除きます
- ・地震によって棚が倒れ、壁に穴があいてしまった
(地震による損害は、補償の対象外です)
- ・被保険者、従業員が行った次にあげる行為または結果に起因する損害賠償責任
 - ①マッサージ、指圧、はり、きゅう 等
 - ②調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウェーブ、化粧等の美容
- ・被保険者が建築、土木、組立、その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任



※これら保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。
※実際の保険金のお支払いの判定基準は複合的な要素も加味して判定しておりますので、詳しくは約款をご確認ください。



ご契約の中途解約について

ご契約を中途解約される場合の流れ

① 物件を退去される前に、必ずお手続きください。

以下いずれかの書類を、封書にて郵送してください

■郵送先
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル
ジャパン少額短期保険株式会社 解約受付窓口

① 「解約請求書」

解約請求書は、保険始期日以降に弊社より
保険証券とともに送付されます。

② 「解約兼保険料返金依頼書」



弊社ホームページより、書類をダウンロードしてください
www.japan-insurance.jp

① ご注意ください

※保険契約を解約されると、解約日の翌日以降の事故については補償されません。
※保険料返金（返戻金が発生する場合）は、この書類のご送付日に関わらず、解約日が属する月が到来してからの処理となります。
※原則、**日付を越っての解約はできません**。解約日以降に書類が到着した場合は、到着日が解約日となります。

保険料返戻率表（二年一括払い版）

既経過月数	返戻率	既経過月数	返戻率
1ヶ月	保険料の85%	13ヶ月	保険料の41%
2ヶ月	保険料の81%	14ヶ月	保険料の37%
3ヶ月	保険料の78%	15ヶ月	保険料の33%
4ヶ月	保険料の74%	16ヶ月	保険料の30%
5ヶ月	保険料の70%	17ヶ月	保険料の26%
6ヶ月	保険料の67%	18ヶ月	保険料の22%
7ヶ月	保険料の63%	19ヶ月	保険料の19%
8ヶ月	保険料の59%	20ヶ月	保険料の15%
9ヶ月	保険料の56%	21ヶ月	保険料の11%
10ヶ月	保険料の52%	22ヶ月	保険料の7%
11ヶ月	保険料の48%	23ヶ月	保険料の4%
12ヶ月	保険料の44%	24ヶ月	保険料の0%

※1ヶ月に満たない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

「テナント総合保険」のご説明

2022年3月版

重要事項説明書

— 契約情報 —

- ご契約される前に、この「契約情報」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については約款をご参照ください。約款はジャパン少額短期保険株式会社(以下、「弊社」といいます)のホームページにございます。(http://www.japan-insurance.jp)
なお、約款冊子が必要な方は弊社へご連絡ください。
- ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

① 商品の仕組み

この保険は、弊社が引き受ける賃貸入居者向けのテナント総合保険です。

テナント総合保険は、火災をはじめとする様々な事故（偶然な事故）により、保険の対象となる方（以下、「被保険者」といいます）が業務用として入居する事務所等（※1）に収容された什器・備品類（※2）が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、火災等の事故により、被保険者が事務所等の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときには、賠償責任保険金をお支払いします。

(※1)以下、事務所等とは、業務用として入居する賃貸の事務所、店舗、飲食店等をいいます。

(※2)什器・備品類とは、設備、装置、什器、備品類のことをいいます。

商品、製品、原材料、仕掛品等は除きます。

② 補償内容

「テナント総合保険」の補償内容（1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険金の限度額は合計で1,000万円です）は次のとおりです。

■テナント総合保険の対象(補償されるもの)

テナント総合保険の対象は、業務用として入居する物件に収容され、被保険者が業務用として所有する「什器・備品類」です。

■テナント保険のお支払保険金の基準について

テナント総合保険の什器・備品類の損害は再調達価額（※1）基準の実損害額でお支払します。ただし、貴金属等は時価額（※2）基準になります。

(※1) 損害が生じた時および場所における什器・備品類と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

(※2) 再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■テナント総合保険の対象に含まれないもの(補償されないもの)

以下のものは補償されない主ものです。

- ①船舶(ヨット、モーター、ボートおよびボートを含みます)、航空機および自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます)ならびにこれらの付属品およびこれらに収容されている物
- ②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの
- ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- ④動物および植物等の生物
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ、その他これらに準ずるもの
- ⑦商品、製品、原材料その他これらに類するもの
- ⑧入居物件以外に収容される被保険者所有の業務用什器・備品類 等

損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金・費用保険金等をお支払いする主な事故は次のとおりです。

(1) 損害保険金

①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じようおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為など ⑧保険の対象に生じた盗難 ⑨業務用の通貨の盗難 ⑩業務用の預貯金証書の盗難 ⑪いたずら ⑫水害

(2) 費用保険金

①臨時費用保険金 ②修理費用保険金 ③水道管修理費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金 ⑥ピッキング防止費用保険金 ⑦残存物清掃費用保険金 ⑧近隣見舞費用保険金

(3) その他

①損害防止費用

★損害保険金等をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等をお支払いできません。

①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。

②保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者または被保険者の役員、使用人の故意。

③保険の対象の紛失または置き忘れ。

④保険の対象が屋外にある間に生じた盗難。

※ただし、保険の対象が入居物件の軒下または団地等の野外の自転車置き場で屋根付のものにある場合を除きます。

⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波。 等

賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。

①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより入居物件が損壊した場合で、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

★上記①の内、給排水設備による水濡れ事故の場合、保険金の支払限度額は100万円となりますのでご注意ください。

②日本国内において、入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故、または入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害または財物(被保険者が所有、使用または管理する財物は除く)を損壊させた場合において、その他人に対する法律上の賠償責任を負った場合

★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金をお支払いできません。

①契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③入居物件の改築、増築、取りこわし等の工事

④弁護士、会計士、建築士、設計士、その他これらに類似の職業人が行なう専門的な職業行為に起因する損害賠償責任 ⑤被保険者またはその使用人が行なった、次に掲げる行為またはそれらの結果に起因する損害賠償責任

a.あんま、マッサージ指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等 b.身体の整形 c.調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の美容 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 等

③ 主な特約とその概要

この保険でセットされる主な特約および概要につきましては約款の特約条項をご確認ください。

④ 保険期間

この保険の期間は、2年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24時に終ります。

⑤ 保険責任期間の始期と終期

(1) コンビニエンスストア払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金の契約締結には、①申込みの承諾、②保険料の払込み、が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載された保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終ります。

★ (2) 保険料の領収日と保険期間の初日が同一の場合、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 立替払委託契約の方法の場合の契約締結には、①申込みの承諾、②立替払委託契約の受託会社による承認番号および承認日時の提出を要件とし、受託会社の承認日時を保険料払込日とします。保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載または「お客様情報の確認」画面の保険始期日の0時のどちらか遅いほうから始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終ります。

⑥ 保険料決定の仕組み

お客様は、パンフレット記載の補償プラン一覧から保険金額別プラン(保険金額は再調達価額で設定しております)をお客様ご自身がお決めください。「業種(職種)」については、代理店または弊社までお問合せください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱいに設定してください。契約の際、保険金額が保険の対象の評価額を超えており、契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

⑦ 保険料の払込方法

実際にお支払いいただく保険料は申込書をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。

払込方法	払込手段	区分	払込期日	支払保険料
2年一括払	コンビニエンスストア払込 その他	新規、継続	保険始期日	一括払保険料

保険料の払込方法・払込手段は、2年一括払(コンビニエンスストア払込、その他)となります。

その他とは、弊社銀行口座への直接払込、団体集金、立替払委託契約による方法をいいます。

⑧ 保険料の払込猶予期間

この保険の保険料の払込猶予期間はありません。

⑨ 契約の失効・復活

★ (1) 保険契約締結後、次のいずれかに該当する場合、その事実が発生したときに、保険契約はご契約の(全部または一部の)効力をその時以降失います。(以下、「失効」といいます)

①保険の対象の全部が滅失した場合

②保険の対象の全部を譲渡した場合

★ (2) 保険契約の復活は取り扱いません。

⑩ 満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

⑪ 解約返戻金

契約を解約する場合、保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いしますので、弊社または代理店へご連絡ください。手続きに必要な書類等をご案内します。

また、契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料を請求する場合があります。

⑫ 保険の相談・苦情・連絡窓口および解約連絡窓口

ジャパン少額短期保険株式会社 お客様サポートセンター

0800-300-9888

お客さまへのお願い

被保険者が契約者と異なる契約を解約する場合、この書面の解約に関する事項を必ず被保険者にお伝えください。

13 クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

- (1) 契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、次の契約等の場合、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
- ①営業または事業のための契約
 - ②一般社団法人もしくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもの又は国もしくは地方公共団体が締結した契約
- (2) クーリングオフをする場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送またはメールにて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。
- (3) 郵送いただくハガキ、封書またはメールには、次の必要事項をご記入ください。
※契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

必要事項

- ①契約をクーリングオフする旨の記載
 - ②契約を申込まれた方の住所、氏名（法人名）、連絡先電話番号
 - ③契約を申込まれた保険の内容として、申込年月日・保険商品名（テナント総合保険）・証券番号
 - ④契約を申込まれた代理店名
- 【郵送の場合の送付先】〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
ジャパン少額短期保険株式会社 クーリングオフ係
- 【メールの場合の送付先】cooling-off@japan-insurance.jp

14 被保険者について（範囲と制限）

- ★ (1) 範囲 テナント総合保険の被保険者は、この保険における入居物件に入居する申込書被保険者氏名欄に記載の方（「記名被保険者」といいます）をいいます。記載がない場合は契約者と同一とします。
- ★ (2) 制限 このテナント総合保険契約の被保険者は、重複して弊社の他のテナント総合保険契約の被保険者となることはできません。

15 告知義務等

- ★ (1) 契約時に弊社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。告知した内容（申込書の記載内容）が事実と異なる場合には保険金をお支払いできることや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項は以下のとおりです。
①契約者の氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③入居物件の住所 ④入居物件の用途 ⑤被保険者の業種 ⑥他の保険契約の有無
- ★ (2) 契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、ご契約のすべての効力が契約締結時から生じなかったものとして取扱うこと（以下、「無効」といいます）とします。
①契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき ②既に被保険者と同じくする弊社の他のテナント総合保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。 ③お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結したとき

16 通知義務等

- ★ (1) 契約後に次の変更等が生じる場合には、契約者または被保険者が遅滞なく弊社まで通知してください。
通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできることや、お客様に対する書面をもって契約を解除させていただくことがあります。
①入居物件の用途を変更した場合 ②業務用什器備品を譲渡した場合 ③業務用什器備品を他の場所に移転した場合 ④業務用什器備品を保険の対象とした他の保険契約を締結した場合 ⑤その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★ (2) 弊社は「入居物件の用途を変更した場合」の事実がある場合において、入居物件の用途を業務用以外へ変更した場合には、契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、すでに保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。
- ★ (3) お客様が保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客様は遅滞なく、その旨を弊社まで通知してください。

17 特約の補償重複

- ★ 賠償責任保険の特約等の契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（テナント総合保険以外の保険契約にセットされる特約や、例えば施設賠償責任保険等の弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（※）
(※)1契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

18 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

- (1) 万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。お客様が解除しなかったときは、その保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効とします。
- ★ (2) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いことがあります。
- ★ (3) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行なうことがあります。

19 契約時および契約後にご注意いただきたいこと

- ★ (1) 弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受けできません。
①保険期間が2年を超える場合 ②被保険者について、保険金額が1,000万円を超える契約。ただし、特に保険事故の発生が低いと見込まれる個人の日常生活に関する賠償責任保険を含むものがある場合には別枠で1,000万円の引受けを行なうことができます。 ③保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が10億円を超える場合 ④地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★ (2) 他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当社との保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、当社との保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券は契約後に弊社から郵送または電磁的方法で契約者にご案内いたしますので大切に保管してください。
- (4) 弊社規定に基づく引受け対象外の業種（職種）の場合は、お引き受けできません。

20 事故が起きたときの手続きおよび注意点

- (1) 契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2) 火災等の事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分しないでください。
- (3) 賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず弊社に相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただきます。
①保険金の請求書
②損害見積書
③什器・備品等の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5) 保険金請求については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：0800-300-9898（フリーコール）【受付時間 24時間365日】

21 契約の更新（契約の継続）

- (1) 弊社は、この保険契約の満了する日の60日前までに契約者に継続案内書を郵送します。
- (2) 継続案内書の記載内容に変更がある場合は、この保険契約の満了する30日前までに、書面にて弊社に通知してください。
- (3) この保険契約の満了する日の前日までに、契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。
- (4) 保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。
- ★ (5) 弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。
この場合は、継続案内書で予め契約者へお知らせします。
- ①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること
②この保険商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること

MEMO

22 指定紛争解決機関について

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合、お客様は一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/>) をご覧ください。

23 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

1. 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2. お客様に関する情報の利用目的について

お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受、管理
- ②適正な保険金の支払い
- ③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等

3. お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
- ③再保険の手続きをするために再保険会社（外国を含む）に提供する場合 等

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧いただくか、以下へお問い合わせください。

お問合せ窓口 担当部署：弊社 サポートセンター 電話番号：0800-300-9888（フリーコール）

24 代理店の権限

弊社の取扱代理店は、弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の媒介を行っており、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約の申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。